

# フォークリフト作業における安全対策のポイント

## － 災害事例から －

江戸川労働基準監督署

死亡災害をなくそう！  
フォークリフト作業で死亡災害が発生しました

- 1 運転は資格を持った者が行うこと。  
※最大荷重1トン以上は技能講習修了者、最大荷重1トン未満は特別教育修了者の資格が必要です。
- 2 荷を積載する際は、許容荷重を超えて使用しないこと。
- 3 荷を積載する際は、偏荷重が生じないように積載すること。
- 4 フォークリフトの乗車席以外に労働者を乗せないこと。
- 5 フォーク及び荷の下には立ち入らないこと。
- 6 フォークリフトを使用する際は、作業に適應する作業計画を定め、その作業計画に基づいて作業を行うこと。
- 7 フォークリフトを使用する際は、作業指揮者を定め、作業計画に基づいた作業の指揮を行うこと。
- 8 フォークリフトを用途以外の使用はしない。
- 9 フォークリフト運転者が運転位置を離れる場合は、フォークを最低下降位置に置き、原動機を止め、ブレーキを確実にかけ、鍵を抜くこと。
- 10 1年以内ごとに1回、特定自主検査を行い、検査標章を貼付すること。  
※検査結果の記録は3年間保存すること。
- 11 1ヶ月以内ごとに1回、定期自主検査を行うこと。  
※検査結果の記録は3年間保存すること。
- 12 作業開始前に点検を行うこと。
- 13 フォークリフトについて、検査、点検で異常を認めたら直ちに補修を行うこと。

## 災害事例

空き缶をプレスする作業において、空き缶を入れたコンテナ（鉄製、ボックス型）の両脇を全回転フォークリフトのフォークで挟んで移動させ、コンテナ内の空き缶をコンベヤー付近に投入する際、コンテナの両脇上端をフォークで挟んだ状態で、フォークを上昇し左回転させ、コンテナを逆さまにして、中味を空にするためにコンテナをゆすったところ、コンテナがフォークの間からはずれ、コンテナが落下し空き缶の上をバウンドして、コンベヤー内に立ち入っていた労働者1名に直撃し、コンテナの下敷きになり死亡しました。原因と対策については以下のとおりです。

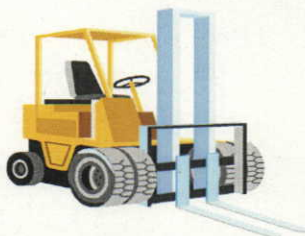
同作業のある事業場においては、同種災害防止のための安全対策を徹底してください。

## 原因

- 1 コンテナの両脇上端を挟んだ状態で、コンテナを回転させたこと。（用途外使用）
- 2 フォークリフトを用いて作業を行う際に、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ、フォークリフトの種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定めていなかったこと。
- 3 労働者が安全に作業が行われるように、作業手順書等を作成していなかったこと。
- 4 作業に従事する労働者に対して、安全意識の高揚を図る等の教育がなかったこと。
- 5 フォークリフトの作業に起因する労働災害の危険性及び有害性等を調査し、その結果に基づきリスクの見積もり・評価、低減・除去対策等の措置（リスクアセスメント）の取り組みが行われていなかったこと。

## 対策

- 1 フォークリフトを用途外に使用しないこと。
- 2 フォークリフトを用いて作業を行う際に、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ、フォークリフトの種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定めること。
- 3 労働者が安全に作業が行われるように、作業手順書等を作成すること。
- 4 作業に従事する労働者に対して、安全意識の高揚を図る等の教育を実施すること。
- 5 フォークリフトの作業に起因する労働災害の危険性及び有害性等を調査し、その結果に基づきリスクの見積もり・評価、低減・除去対策等の措置（リスクアセスメント）の取り組みを行うこと。



このパンフレットについてのご質問は、  
江戸川労働基準監督署までお問い合わせください。

〒134-0091

東京都江戸川区船堀2-4-11

電話 03-3675-2125

FAX 03-5667-1531